

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年2月21日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	寺澤和男
同	小林秀子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況	平成22年度の措置状況	平成23年度の措置状況	担当課
監査対象 株式会社エムウェーブ 9 床材について (報告書40ページ)	現在地下駐車場に保管されかなりのスペースを占めている。計画性をもって備品を購入すべきであったし、取得価額が明確でないというのも一般的には考えられない。売却又は有効利用できるものであれば有効利用を考えるべきである。	市有施設での活用を検討したが利用が見込めないため、納入元に対して床材の活用方法の検討及び有償での引取りを求めるとともに、売却についても検討する。	市有施設での活用及び売却について検討を継続する。	(株)エムウェーブにおいて床材の活用方法を検討し、他施設への貸出等を試験的に行い、結果を踏まえて今後の運用を協議する。	観光課
監査対象 株式会社エムウェーブ 11 長期滞留棚卸資産について (報告書43ページ)	過去の推移から判断すると毎年商品在庫は約1百万円ずつしか減少していない。単純に計算して、長野オリンピック関連の商品がなくなるには、今後10年以上かかることになる。長野オリンピック関連の商品の今後のニーズは不明だが、財務の健全性より売却可能性を判断し評価損または処分を検討すべきである。	(株)エムウェーブでは、長期滞留棚卸資産の処分を鋭意進めているところである。	棚卸資産は長野オリンピック関連商品やJOCライセンス商品などであり、来館者に販売を行い、暫時減少している。オリンピックメモリアル施設として販売による処分を継続する。	エムウェーブの長野オリンピック記念展示コーナーと売店への来館者は一定数あり、オリンピックメモリアル施設としての役割を果たしている。 (株)エムウェーブでは販売方法の工夫を行い、活用に努めている。	観光課
監査対象 社団法人長野市開発公社 5 補助金について (報告書55ページ)	市が給付する補助金は、事業の公益性を精査することにより補助の必要性を検討し必要最小限とすべきである。 近年、公社には霊園事業を除き外郭団体としての開発事業は少なく、市が設置した施設の指定管理業務を主たる業務としており、公社の経営のかなりの部分が市の公の施設の管理に依存している。指定管理事業ではおおむね損益が均衡している。このうち利用料金制で運営している松代荘は黒字である。自主事業のうち、市との関係が深い、市有地の臨時駐車場の管理業務も霊園業務と事務局業務を兼務するなど職員の効率的な配置等により黒字である。 公社の財政状態は良好であり、市の厳しい財政状態を鑑みると、市が公社に対して運営補助金の支給を継続する積極的な理由に乏しい。 長野市では、平成19年度から「外郭団体見直し指針」に沿って運営等の改革について公社と協議しており、運営補助金については、平成20年4月に「他の事業者との同一競争条件を確保するため早期に見直しが必要であるため、公社の中期経営計画に鑑み、計画期間である平成24年までのできるだけ早期に廃止するように指導する」との方向性を決め、公開している。また、これに基づき、平成20年度より、派遣職員を1名に減員し、運営補助金の減額を行っている。 運営補助金の廃止時期について「平成24年までのできるだけ早期」の時期を具体的に明確にし、早期に廃止すべきである。	「平成24年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に沿って、開発公社の中期経営計画、法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、できるだけ早期に具体的な時期を決定していく。	「平成24年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に沿って、開発公社の中期経営計画、法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、できるだけ早期に具体的な時期を決定していく。	「平成24年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に沿って、開発公社の中期経営計画、法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、方針に沿って取組を行う。	企画課
監査対象 社団法人長野市農業公社 2 監査の結果等 (4) 公社の契約事務の執行 (報告書96ページ) ①公益法人会計システム	ア 契約規程違反 この契約は、はじめから相手先を特定した随意契約であった。 公社契約規程第29条では、一定の金額以下の場合及び地方自治法施行令167条の2第1項2号から9号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。 本契約は、金額が一定額を超えるため、地方自治法施行令167条の2第1項2号から9号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。 公社が作成した平成19年11月20日の伺い書によれば、相手先特定の理由は、「市内で唯一公益法人会計システムの開発を行なっている」というものである。 しかし、次の理由で、伺い書に記載された理由が随意契約を認める理由とはならないと考えられる。 ・市内の業者に特定する理由が無い。 ・公益法人会計については、パッケージもあるため、わざわざ開発を行なっている業者に限定する必要がない。 農業公社は、今後の契約事務の執行にあたっては、上記のようなことがないように十分留意する必要がある。	公益法人会計システムについては、保守管理・緊急時対応等リスク管理やシステムの内容等から、市内の業者と随意契約している。なお、指摘の業者の特定及びパッケージの使用については、次回の更新時に検討する。	継続使用中であり、次回更新時である平成25年度に、公社の契約規程に基づき改善を図る。	継続使用中であり、次回更新時である平成25年度に、公社の契約規程に基づき改善を図る。	農政課

指摘事項		当初措置状況	平成22年度の措置状況	平成23年度の措置状況	担当課
監査対象 社団法人長野市農業公社 2 監査の結果等 (4) 会社の契約事務の執行（報告書96ページ） ①公益法人会計システム	イ 価格の妥当性 公社契約規程第30条によれば、予定価格調書の作成が必要であったし、また第31条によれば2社以上の見積書を徴すべきであった。第31条には、1者から見積書を徴することが出来る場合が列挙されている。このうち、「(2)契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき」に該当するか否かについては、アで述べた理由により該当しない。 公社は、価格の妥当性を検討しないまま本契約を締結したことになる。今後、公益法人会計については、平成20年12月1日以降開始する事業年度から会計基準が変更されるため、開発による場合には、さらに追加費用が発生する可能性がある。 今後、現時の契約を継続するか、あるいはパッケージソフトを利用することに変更するか、公社として検討する必要がある。 なお、公益法人会計についての市販のパッケージソフトは、機能にもよるが数十万円から存在する。	今回の更新時に予定価格調書、見積書の徴取など、市の契約規程に基づき改善する。 また、パッケージソフトの使用についても検討する。	継続使用中であり、会計基準の変更に伴い平成23年度にシステムの一部変更を行う予定である。 次回更新時である平成25年度に、パッケージソフトの導入について検討する。	継続使用中であり、会計基準の変更に伴い平成23年度当初にシステムの一部変更を行った。 次回更新時である平成25年度に、パッケージソフトの導入について検討する。	農政課
監査対象 社会福祉法人長野市社会事業協会 3 監査の結果等（報告書153ページ） (1) 規程 ②施設整備基金規程について	施設整備基金規程には、取り崩しの際の条文がないため、どのような時に取り崩せるか明らかでない。したがって、今後、当該条文を整備する必要がある。	施設整備基金規程については、当該積立金の積立てや目的取り崩しの計画を平成21年度中に作成し、理事会の承認を得て改善を図る。	施設整備に係る積立金の積立及び取崩しについては、社会福祉法人会計基準で長野市社会事業協会上中期総合計画に基づき処理できるので、施設整備基金規程は、現在使用していないこともあり、規程を廃止する予定。（平成23年3月18日理事会・評議員会にて議決予定）	積立金については、社会福祉法人会計基準に基づき処理しているため、施設整備基金規程は、平成23年3月18日付で廃止した。	厚生課
監査対象 社会福祉法人長野市社会事業協会 3 監査の結果等（報告書157ページ） (3) 会計 ③その他の積立金について	その他の積立金の積立や目的取崩については、理事会決議事項である。これらについては、理事会における決算書の承認だけでは不十分である。なぜなら、次期繰越活動収支差額のうちから処分を拘束する積立金へ繰り入れたり、取り崩したりする行為は、法人の経営にとって極めて重要な意思決定や行為であるからである。今後は、議案として明示して、理事会の承認を得るべきである。	その他の積立金については、平成21年度から議案として明示し、理事会の承認を得ることで改善を図る。	平成22年度決算時において積立金明細書を作成し、積立処分案について理事会・評議員会へ議案として提出し、承認を得ていく予定である。	平成23年5月27日開催、理事会・評議員会において積立金明細を作成し、積立処分について報告案件として提出し、承認を得た。	厚生課
監査対象 社会福祉法人長野市社会福祉協議会 3 監査の結果等 (1) 規程（報告書180ページ） ①評議員の選任に関する定めについて	市社協は、評議員のための基準表は作成している。しかし、評議員がどのように選出されるかは、法人の運営が民主的に行なわれることを担保する重要事項であるため、今後は当該基準表を規程として整備して運用していく必要がある。	基準表を整備し、改善を図る。	平成23年3月24日開催の理事会で、評議員選任規定を制定する予定。	平成23年3月24日開催の理事会で、「社会福祉法人長野市社会福祉協議会評議員選任規定」を制定した。	厚生課